

全建労発第 22 号
平成 26 年 5 月 14 日

各都道府県建設業協会専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
常務理事 室川 正和
(公印省略)

車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の受講促進について（要請）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より標記について、ブレーカに係る技能講習の修了者、鉄骨切断機等の運転業務に従事することができる猶予措置の期限が平成 26 年 6 月 30 日までとなっており、平成 26 年 7 月 1 日以降は、技能特例講習を修了しないと鉄骨切断機等の運転業務に就くことが出来なくなる場合がありますので、対象者に対して技能特例講習を早期受講するよう周知要請がありました。

つきましては、標記について、別紙 1 及び 2 の周知広報資料をご活用いただき、貴協会傘下会員に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上